

へき地医療拠点病院の新規指定について (小国公立病院)

へき地医療拠点病院の指定手続きについて

- 『熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領』において、県は、へき地医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）の指定にあたっては、地域保健医療推進協議会での承認後、地域医療対策協議会の意見を聴くこととされている。
- 令和5年(2023年)2月3日に開催された阿蘇地域保健医療推進協議会で小国公立病院の拠点病院の新規指定について、反対意見等なく、承認された。
- そこで、本日の地域医療対策協議会では、小国公立病院の指定（指定日はR5.4.1）の可否等について御意見をいただくもの。

<参考>『熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領』 ※一部抜粋

(指定の手続き)

第3条 指定に係る手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 開設者は、指定申請書を、指定を受けようとする病院の所在地を所管区域とする保健所（以下「保健所」という。）に提出する。
- (2) 指定申請書の提出を受けた保健所長は、熊本県保健医療推進協議会設置要項第8条第1項に規定する地域保健医療推進協議会で承認を得られたときには、指定申請書を健康福祉部長に進達する。
- (3) 指定申請書の提出を受けた健康福祉部長は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項の規定に基づき設置される熊本県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。
- (4) 県は、前項第3号に規定する協議会での意見を踏まえ、拠点病院の指定を決定し、へき地医療拠点病院指定通知書（別紙様式2）により、遅滞なく開設者に通知する。

へき地医療拠点病院とは

概要

- へき地医療支援機構の指導・調整の下に、無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、又はへき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師の派遣などを行う病院。
- 本県では、既にそよう病院、公立多良木病院、上天草総合病院、阿蘇医療センターの4病院（※指定順）を拠点病院に指定している。

<参考>『へき地保健医療対策等実施要綱』（令和4年7月29日付医政発第0729号第13号） ※一部抜粋

2.へき地医療拠点病院

(1) 目的

この事業は、へき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（代診医等の派遣を含む。）、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2)、(3) (略)

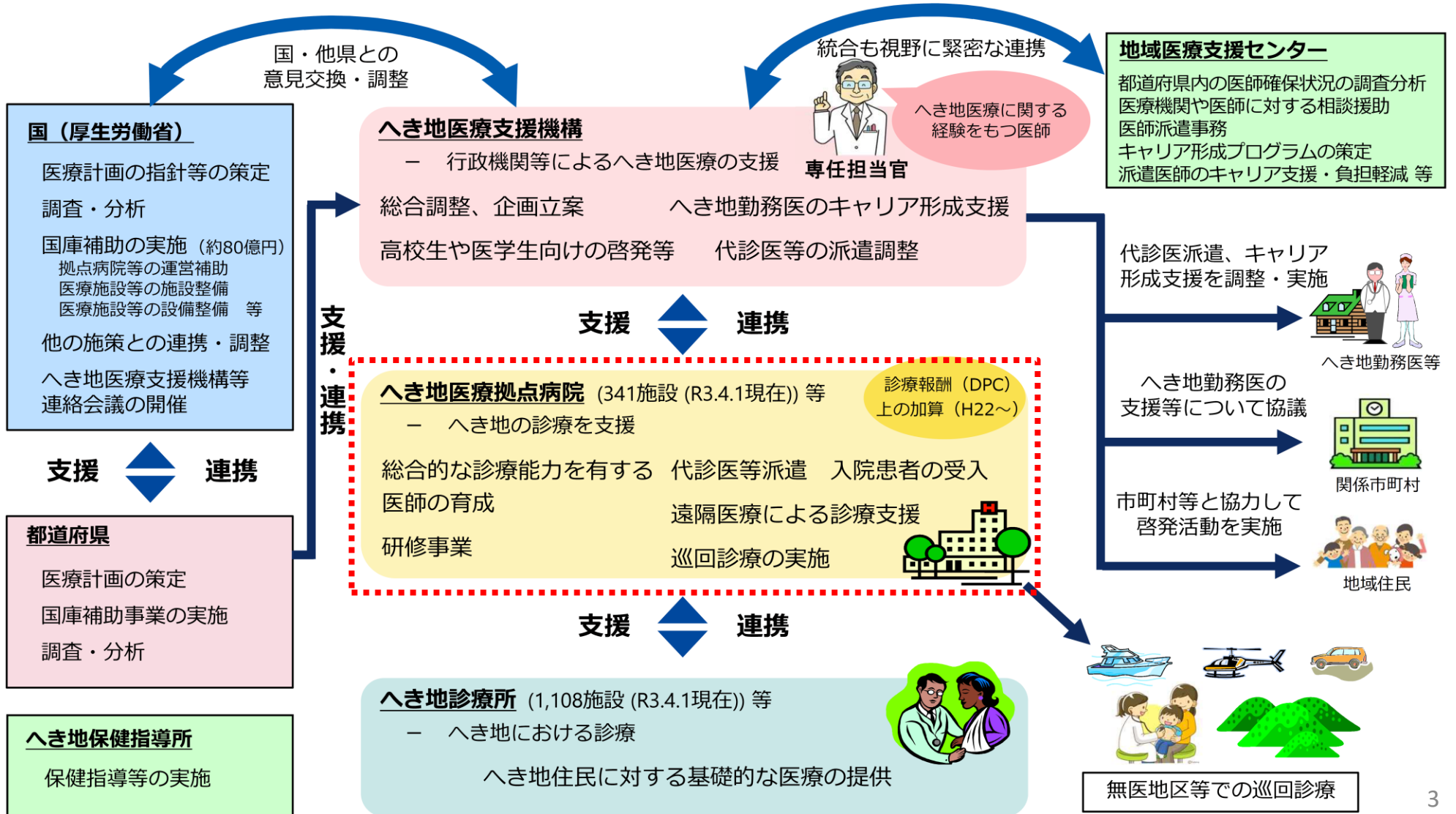
(4) 事業の内容

へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。

- ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関する事。
- イ へき地診療所等への医師派遣（代診医等の派遣を含む。）及び技術指導、援助に関する事。
- ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関する事。
- エ 派遣医師等の確保に関する事。
- オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関する事。
- カ 遠隔医療等の各種診療支援に関する事。
- キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関する事。
- ク その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関する事。

へき地における医療の体系図

○ へき地医療支援機構を中心に、行政、へき地で勤務する医師、へき地医療に協力する施設・機関、そしてへき地の住民がそれぞれ連携・協力し、かつ他の都道府県の先進事例にも学びながら、効果的・効率的で持続可能性のあるへき地への医療提供体制の構築を行う。



へき地医療拠点病院の指定要件

- へき地医療拠点病院の指定については、「熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領」第2条で以下のとおり規定している。

(拠点病院の指定)

第2条 県は、次項に定めるへき地診療支援事業を行う病院のうち、第3項の要件を全て満たしている病院について、県内におけるへき地診療の支援の必要性を勘案して、拠点病院として指定する。

2 へき地診療支援事業は、次のとおりとする。

- (1) 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。
- (2) へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。
- (3) 派遣医師等の確保に関すること。
- (4) へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。
- (5) 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。
- (6) 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。
- (7) その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

3 拠点病院の指定要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が、へき地医療拠点病院指定申請書（別紙様式1。以下「指定申請書」という。）を県に提出していること。
- (2) 国要綱2(3)に規定された無医地区・準無医地区を対象として、熊本県へき地医療支援機構設置要綱に基づく熊本県へき地医療支援機構の指導・調整の下に前項に掲げるへき地医療支援事業（なお、(1)、(2)又は(5)のいずれかは必須とする。）を実施した実績を有する及び同事業を当該年度に実施できると認められること。
- (3) 前項第1号の巡回診療、第2号の代診医の派遣又は継続的な医師派遣については、いずれかを月1回以上あるいは年12回以上実施すること。
- (4) 開設者が、指定を受けようとする日の属する年度の前年度6月30日までに、前項に掲げるへき地医療支援事業を実施した実績を確認できる書類等により、県との事前相談を行っていること。

小国公立病院の新規指定について

1 病院の概要

- ① 病院名 小国公立病院
- ② 所在地 阿蘇郡小国町宮原1743
- ③ 開設者 小国郷公立病院組合 組合長 渡邊 誠次
- ④ 常勤医数 総合診療科（内科医）4名、外科2名、小児科1名
- ⑤ 病床数 73床（急性期病床：41床、地域包括ケア病床：32床）
- ⑥ 診療科 11科（内科・外科・小児科・循環器科・整形外科等）

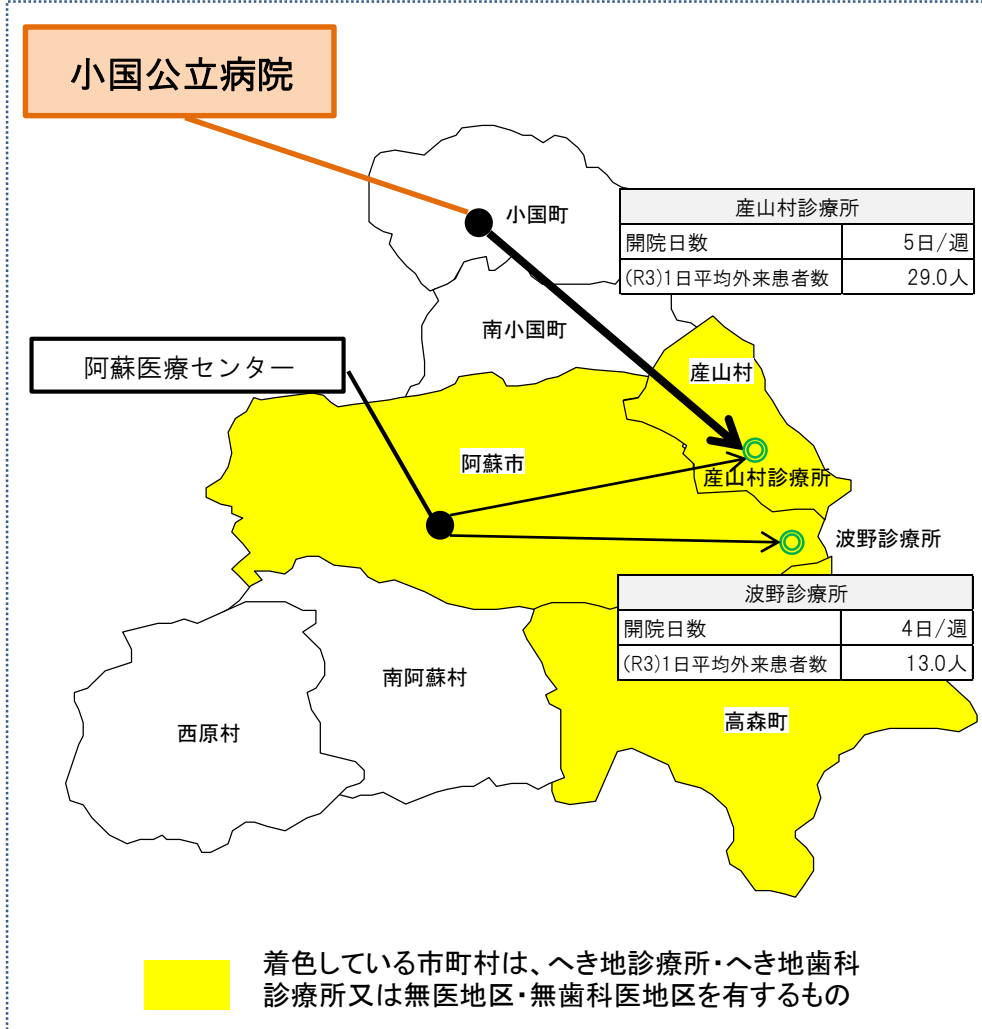
2 指定の理由

- 次頁【指定要件の適否状況一覧】のとおり、「熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領」第2条第3項に定める指定要件を全て満たしている。
- また、令和5年(2023年)2月3日に開催された阿蘇地域保健医療推進協議会で反対意見等なく、承認されている。
- 令和5年度は、産山村診療所への月2回の継続的な医師派遣のほか、波野診療所への代診医派遣等も計画しており、阿蘇圏域におけるへき地医療提供体制がより安定的に運営可能となることが期待される。

3 今後のスケジュール

- 令和5年(2023年)3月8日(本日) 第8回地域医療対策協議会にて意見聴取
令和5年(2023年)3月中旬 厚生労働省へ新規指定について事前報告
令和5年(2023年)4月1日 へき地医療拠点病院として指定（予定）

(阿蘇圏域地図)



【指定要件の適否状況一覧】

指定要件の内容 (「熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領」第2条第3項に規定)		適否	備考																		
(1)	へき地医療拠点病院指定申請書の県への提出	○	・令和4年(2022年)12月28日に県(阿蘇保健所)へ指定申請書を提出済。																		
(2)	<p>へき地医療支援事業(下記①～⑦)を実施した実績を有する及び同事業を当該年度に実施できると認められること。 ※①、②又は⑤のいずれかは必須。</p> <p>① <u>巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。</u> ② <u>へき地診療所等への代診医等の派遣(継続的な医師派遣を含む)及び技術指導、援助に関すること。</u> ③ 派遣医師等の確保に関すること。 ④ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。 ⑤ <u>遠隔医療等の各種診療支援に関すること。</u> ⑥ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。 ⑦ その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。</p>	○	<p>【令和4年度実績(見込)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施内容 ※()内は実績見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師派遣(②)</td> <td>産山村診療所へ月2回小児科医を派遣(計22回)</td> </tr> <tr> <td>へき地医療従事者を対象とした研修(④)</td> <td>各医師がテーマを持ち寄り開催(計45回)</td> </tr> <tr> <td>総合的な診療能力を持った医師育成(⑥)</td> <td>研修医や医学生に対して、プライマリ・ケア、総合診療、地域包括ケアシステム等の地域密着型医療の研修を提供(医学生12人、研修医14人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【令和5年度計画】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師派遣(②)</td> <td>産山村診療所へ月2回小児科医を派遣</td> </tr> <tr> <td>代診医派遣(②)</td> <td>必要時に要請に応じて波野診療所へ代診医の派遣</td> </tr> <tr> <td>へき地医療従事者を対象とした研修(④)</td> <td>各医師がテーマを持ち寄り開催</td> </tr> <tr> <td>総合的な診療能力を持った医師育成(⑥)</td> <td>研修医や医学生に対して、プライマリ・ケア、総合診療、地域包括ケアシステム等の地域密着型医療の研修を提供</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施内容 ※()内は実績見込	医師派遣(②)	産山村診療所へ月2回小児科医を派遣(計22回)	へき地医療従事者を対象とした研修(④)	各医師がテーマを持ち寄り開催(計45回)	総合的な診療能力を持った医師育成(⑥)	研修医や医学生に対して、プライマリ・ケア、総合診療、地域包括ケアシステム等の地域密着型医療の研修を提供(医学生12人、研修医14人)	項目	実施内容	医師派遣(②)	産山村診療所へ月2回小児科医を派遣	代診医派遣(②)	必要時に要請に応じて波野診療所へ代診医の派遣	へき地医療従事者を対象とした研修(④)	各医師がテーマを持ち寄り開催	総合的な診療能力を持った医師育成(⑥)	研修医や医学生に対して、プライマリ・ケア、総合診療、地域包括ケアシステム等の地域密着型医療の研修を提供
項目	実施内容 ※()内は実績見込																				
医師派遣(②)	産山村診療所へ月2回小児科医を派遣(計22回)																				
へき地医療従事者を対象とした研修(④)	各医師がテーマを持ち寄り開催(計45回)																				
総合的な診療能力を持った医師育成(⑥)	研修医や医学生に対して、プライマリ・ケア、総合診療、地域包括ケアシステム等の地域密着型医療の研修を提供(医学生12人、研修医14人)																				
項目	実施内容																				
医師派遣(②)	産山村診療所へ月2回小児科医を派遣																				
代診医派遣(②)	必要時に要請に応じて波野診療所へ代診医の派遣																				
へき地医療従事者を対象とした研修(④)	各医師がテーマを持ち寄り開催																				
総合的な診療能力を持った医師育成(⑥)	研修医や医学生に対して、プライマリ・ケア、総合診療、地域包括ケアシステム等の地域密着型医療の研修を提供																				
(3)	へき地医療支援事業のうち、①又は②については、いずれかを月1回以上あるいは年12回以上実施すること。	○																			
(4)	指定を受けようとする日の属する年度の前年度6月30日までに、へき地医療支援事業を実施した実績を確認できる書類等により、県との事前相談を行っていること。	○	<p>・令和4年(2022年)6月23日に県へ事前相談あり。 ・令和3年度の実績として、へき地医療支援事業(産山村診療所への医師派遣(月2回)等)を実施していることを確認。</p>																		